

□第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ：子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町

母子保健の目的、「安心して子どもを産み育てる」ために、母性を最大限に発揮できるような健康管理を行うとともに、母性の保護・尊重を図るため相談指導を充実し、親を支援する必要があります。少子化や女性の社会進出等子どもを産み育てる環境の変化、出生率の低下、高度化・多様化する母子保健ニーズに対応するため、母子保健事業を総合的・効果的に推進することが求められています。

妊産婦の身体的・精神的不安を軽減するため、産婦人科や小児科、精神科等との連携を図り、きめ細やかな支援活動を推進するとともに、子育て教室等の開催や各種サークルの情報提供、乳幼児特有の疾病構造の変化に伴う支援体制の整備、地域全体で子育てを支えるネットワークの構築、虐待予防に視点を置いた母子保健事業の実施等、妊娠・出産から乳幼児期を通じ、切れ目のない母子保健サービスの充実により、子どもの健やかなからだと豊かなこころの成長・発達を促進します。

1. 子どもと親の健康づくりの推進

生まれるまで

(1) 結婚届出時の啓発

結婚届出時に、妊娠に関する情報や相談窓口、若い男女が将来のライフプランを考えて生活や健康に向き合うプレコンプレッションケア、特定不妊治療費助成事業等を紹介した「ご結婚おめでとう」のリーフレットを配布し、妊娠前からの健康づくりの意識の高揚を図ります。

(2) 妊娠の届出及び母子（親子）健康手帳の交付

(ア) 妊娠の届出

妊娠早期から妊娠・出産・育児について親になる自覚を持ち、安心して出産を迎えられるよう、早期（妊娠 11 週まで）届出の啓発を行います。全妊婦に対して保健師・助産師が面接し、相談援助に取り組むとともに、ハイリスク妊婦の早期発見、早期支援に努めます。

(イ) 母子（親子）健康手帳の交付

妊婦に対し、母子（親子）健康手帳を配布交付するとともに、各種施策の紹介や子育てに関する事業等の子育て情報を発信します。また、母親だけでなく父親も含めて活用を促し、親になるための自覚を高めます。

働く妊産婦に、「母子健康管理指導事項連絡カード」等による情報提供を行い、有

効な活用に向けて支援します。を図ります。

(ウ) マタニティマークの啓発

マタニティマークの普及啓発に努め、妊婦に対して周りの人が配慮しやすい、やさしい環境づくりを推進します。

(3) 伴走型相談支援と経済的支援の一体化

母子（親子）健康手帳交付時、妊娠 8 か月頃、出産から生後 4 か月頃に面接を実施し、出産から子育て等の見通しが立てられるよう伴走型で支援を実施します。また、出産育児用品の購入や子育て支援サービスの利用など子育て費用の経済的支援として給付金を支給します。

(3-4) 妊婦健康診査の充実

妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、公費助成を行います。

妊婦の全数把握により、養育支援ネットの活用や医療機関との連携を進め、ハイリスク妊婦の支援につなげます。

(4-5) 妊産婦歯科健康診査の充実

母親の口腔の健康維持のため、町内の歯科医院で妊産婦歯科健康診査を実施し、その受診率の向上に努めます。

(5-6) 妊産婦保健指導

(ア) 家庭訪問による保健指導

家庭訪問により、妊産婦の健康の保持、増進に関する日常生活全般にわたる保健指導を行います。

(イ) 教室等による保健指導

妊産婦や父親等を対象にした「子育て教室」や妊娠期から子育て期の母親を対象にした「子育て交流会」、「小児科医師の講演会」を開催し、知識や情報の普及等の保健指導と併せ仲間づくりを進めます。

(ウ) 啓発活動

低出生体重児や流産、SIDS（乳幼児突然死症候群）防止のため、妊婦の喫煙・飲酒、過剰なダイエットをなくすよう保健指導の充実を図ります。

また、胎児が健やかに成長・発達するための妊婦等の生活習慣や感染予防について啓発を進めます。

(6-7) ハイリスク妊産婦対策の充実

若年妊産婦に対する必要な保健指導や教室への参加勧奨、高齢妊産婦が抱える過剰な不安を解消するための保健指導等の充実を図ります。

シングルマザーや外国人妊産婦、精神の疾患等を持つ妊産婦が抱える不安に対し、必要な情報を適切に提供し、安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援を行います。

(7-8) 不育症治療支援の充実

不育症の早期受診、早期治療を促進するとともに、不育症治療の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成します。

(89) 不妊治療等への支援の充実

肉体的負担はもとより、精神的負担が大きい不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。併せて、不妊に関する相談窓口の情報提供を行います。

(910) 子育て世代包括支援センターの利用啓発の促進と機能強化

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健、育児等に関する総合的支援を提供する拠点として、子育て世代包括支援センターを開設し、助産師等が妊産婦等からの相談を受け、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、情報提供を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援します。

(1011) 子育て世帯訪問支援事業（産前産後ヘルパー派遣事業）の充実

妊娠中又は出産後に家事や育児を行うことが困難な場合に、ヘルパーを派遣して家事や育児を支援します。

(1112) 子育て経験を活かした同世代の母親による妊産婦へのサポート

初めての妊娠・出産・育児で不安を抱えやすい妊産婦に対し、それらを経験している先輩ママが妊産婦の子育てモデルとしてサポートできる機会等を設定し支援します。の母親から情報が得られるよう教室等の機会を設定します。

生まれてから

(1213) 新生児訪問指導事業の推進

新生児期は、親子の愛着形成が重要な時期であり、この時期の親子の関わりがその後の子どもの成長発達に大きな影響を及ぼすと言われています。生後1か月までに実施する新生児訪問をはじめ、生後4か月までに全戸を訪問し、子育て支援に関する必要な情報を提供するとともに、子育ての不安解消だけでなく、産後うつ予防や早期発見・早期支援、子育ての問題点を把握し、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけます。さらに、里帰り出産児等についても帰町後に乳児家庭訪問を実施し、乳児と保護者の心身の様子や養育環境の把握に努めます。

医療機関が特に養育支援が必要な家庭を把握した場合、養育支援ネットを活用する等、出産病院と連携し、早期に養育支援が開始できるよう積極的な対応を進めます。

(1314) 相談窓口の充実

~~地域の身近なところで相談できるよう、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が各区に出向き、個別相談や子育て教室を開催します。個別対応が必要な場合は、家庭訪問により助言等を行います。~~

来所、家庭訪問等で保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が育児に関する相談に応じます。

~~自宅から相談できるよう~~夜間の高熱など緊急時の相談は、小児救急医療電話相談（＃8000）や但馬地域小児救急医療電話相談（0796・22・9988）の活用を積極的に啓発します。

(1415) 健康診査の充実

乳幼児の発育・発達の節目である3～4か月、9～10か月、1歳6か月、3歳の時期に乳

幼児健康診査と 5 歳児発達相談を実施します。~~併せて、健康診査の受診者満足度の向上を図ります。~~

発育や発達の状況を的確に把握し、発達障害等の早期発見、早期支援を図るため、健診精度と保健指導の向上を図ります。また、引き続きフォローが必要な場合は、子育て教室や個別相談への参加を勧奨し、適切なフォロー体制につなげます。

(1516) 子育て教室等の開催

「離乳食と歯の教室」や子どもの特性に合った子育てを学ぶ「のびのび子育て教室」のほか、「祖父母の孫育て教室」や子育て・子育て支援センターとのタイアップによる教室の開催等、子育てや歯科保健、栄養に関する教室を実施します。

(1617) 予防接種の推進

医療機関での個別接種としている定期の予防接種の接種率は、95%以上を目標にしていますが、予防接種の必要性について保護者の中には理解が得られず未接種の子どもが発生している現状もあるため、未接種児対策に重点を置き、接種率の向上に努めます。

今後も感染症に関する情報や予防接種に関する情報については、適時適切な提供に努めます。

(1718) 歯科保健対策の推進

う歯予防を目的に、乳児、1 歳 6 か月、2 歳 6 か月、3 歳児を対象に歯科健康診査を実施し、むし歯になりやすい児を対象にしたむし歯予防教室等、歯科保健指導の充実を図り、関係機関と連携した歯科健康教育の充実に努めるとともに、5 歳児を対象にフッ化物洗口に取り組みます。

(1819) 家族等の禁煙の推進

家族等の喫煙による子どもの受動喫煙は、低出生体重児出産、SIDS（乳幼児突発死症候群）やぜん息等呼吸器疾患の危険因子であると考えられています。~~たばこの誤飲事故も多く、家族等が積極的に禁煙する姿勢が大切なため、乳幼児がたばこを誤飲する危険性もあることから~~乳幼児のいる家庭での喫煙率の減少に取り組みます。

(1920) 産後ケア事業の充実

産後の母子を支援するため、心と体のケアや授乳指導、育児相談を医療機関や在宅助産師の訪問で受けることができる産後ケア事業の充実を図ります。

(2021) 新生児聴覚検査の推進

新生児期に先天性の聴覚障害の早期発見と早期療育を目的とした新生児期に受ける聴覚検査の費用を助成し、適切な治療や援助によりことば等の発達を支援します。

(2122) 産婦健康診査の推進

出産後の母親が育児への不安から精神的に不安定になる産後うつを予防するため、産婦健康診査の費用を助成し、産後の初期段階における母子への支援に取り組みます。

(2223) 産後ケアリスト等を活用したファミリー・サポート

産後ケアリストをはじめとした~~産後母子ケア~~の専門家と一緒に、母子とその家族に対しきめ細かいサポートで支援します。

(24) 本の読み聞かせの推進

0～3 歳児の保護者を対象に乳幼児向けおすすめ本のブックリストを配布し、また、幼児と保護者、幼稚園児、小・中学生を対象に本の読み聞かせを行い、想像力や感性の育みを支援します。

(25) 健康な体づくりの推進

5 歳児を対象に元気体操教室を開催して、リズム運動、柔軟体操、神経系運動、運動能力測定を行い、体力増進と健康づくりを支援します。

2. 次代の親の育成支援

(1) 生・性に関する正しい知識の普及啓発

幼児期から一貫した教育により、年齢に応じて必要な性の知識を身に付けることが重要であり、性を含め思春期における諸問題を自ら乗り越えていくために自己決定能力を高めていくことが必要です。小学校、中学校、高等学校での生命を大切にする性教育・性感染症予防教育を充実します。特に、中学校では命や人とのつながりを学ぶ、子育て中の母子と生徒とのふれあい事業に継続的に取り組みます。

(2) 喫煙、飲酒等に関する教育の推進

学校、医療、保健、福祉等の各機関が連携し、未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用に関する教育を効果的に取り組むため、ネットワーク体制の整備を図り、健康教育を推進するとともに、学校や地域社会における予防啓発活動を推進します。

(3) 相談体制の充実

学童期・思春期における心の問題については、担任教諭や養護教諭への相談のほかにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し相談にあたります。町の「こころの健康相談」では、思春期の心の問題を抱える子どもやその家族に対して専門医による相談を行い、思春期専門相談やピアサポートの推進等、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実を図ります。

(4) 食育の推進

健康な心と体の基礎が作られる乳幼児期、心身ともに子どもから大人へと移行する学童・思春期、関係機関と連携し成長に合わせた食育を推進します。

子どもの**時頃**からさまざまな体験を通して「食」への関心を高め、食べものの大切さを学び、食文化を伝える取組を推進します。

さらに、各家庭や地域に伝えられた郷土料理や伝承料理を通じ、地域の人とのつながりと日本型食生活の継承を強化します。

(5) 親子の本読みの推進

公民館講座「くまさんの森」を開催し、乳幼児と保護者を対象に、大型絵本や紙芝居を使用した本の読み聞かせやペープサート、乳幼児のお気に入りのぬいぐるみを利用した親子での本読みを実施し、乳幼児の想像力や感性を育む取組を推進します。

(6) 運動習慣づけの支援

5 歳未満の子どもと保護者を対象に親子体操教室を開催し、ふれあい遊び、マット運動、鉄棒遊びを行い、保護者の交流と子どもへの運動習慣づけを支援します。

基本目標Ⅱ：小学校修了まで切れ目のないサービスを提供できる町

女性の社会進出や就労形態の変化等により、保育ニーズはますます多様化しています。時間外保育や病児保育など多様な保育需要に対応するとともに、在宅での子育て支援の充実を図り、必要家庭に適切なサービスを提供することが求められています。

新現行制度では、潜在的な保育ニーズを把握し、教育・保育、子育て支援の提供体制を確保する「量的拡充」と保育士等の処遇改善、研修の充実等の「質の改善」を図ることとされています。

本町では、認可保育所への**財政的な**支援により保育体制の確保を行うとともに、幼稚園、保育所等における職員の研修を充実することにより質をより高める努力を行います。併せて、幼稚園における預かり保育事業の実施や、小学生等を対象とした放課後児童健全育成事業の実施により、保護者のニーズに合ったサービス提供体制を確保し、小学校修了まで切れ目のないサービスを提供します。

1. 教育・保育の提供体制の充実

~~(1) 少人数教育の充実と幼稚園預かり保育事業の実施~~

~~町内の幼稚園数は香住区 6 施設、村岡区 3 施設ですが、現行幼稚園による少人数教育の充実を図るとともに、小学校とのつながりや育ちの連続性を図ります。また、幼稚園における預かり保育事業や放課後児童健全育成事業を実施し、教育時間終了後に保育を希望する保護者のニーズに対応します。~~

~~(2) 保育所への運営支援及び認定こども園への移行支援~~

~~町内の保育施設数は香住区 3 施設、村岡区 1 施設、小代区 1 施設の計 5 施設で、小代区については、認定こども園（地方裁量型）です。~~

~~既存保育施設の整備や運営等、認定こども園への移行も含め支援を行います。~~

(1) 多様な保育需要への対応

町内の幼稚園数は香住区 4 施設、村岡区 3 施設の計 7 施設あり、少人数教育の取り組みや小学校とのつながりや育ちの連続性を図るとともに、わくわく交流会等を通じて、園を越えた交流にも取り組み、多人数で多様な環境でのコミュニケーション能力や社会性の育成を図ります。また、幼稚園における預かり保育事業や放課後児童健全育成事業を実施し、教育時間終了後に保育を希望する保護者のニーズに対応します。

一方、町内の保育施設数は香住区 3 施設、村岡区 1 施設の計 4 施設あり、核家族化や共働きなど家庭環境の変化に対応した保育の提供を図り、通常の保育に加えて時間外保育事業や一時保育事業にも取り組みます。

近年の急激な少子化や多様な保育ニーズに対応するため、認定こども園への移行を支援します。

なお、小代区では、小代認定こども園（地方裁量型）において、小学校就学前まで 1 施設で一貫した教育・保育を引き続き提供します。

(3-2) 時間外保育事業

保護者の就労形態やその他やむを得ない事由により、の多様化やその他やむを得ない理由等に伴う時間外保育に対応するため、保育時間の延長が必要と認めた園児を対象に町内全域で時間外保育事業を実施します。

~~小代認定こども園での保育開設時間の拡充を検討します。~~

(4-3) 病児保育事業

子どもが病気の際に家庭での保育が困難な場合に対応するため、香住区で病児対応型を1施設、体調不良児対応型を2施設開設しました。しています。村岡・小代区内での実施について、再度検討を行います。の可能性について、継続して検討します。

(5-4) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブは、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生等を対象として、授業教育時間終了後に公民館や小学校の余裕教室等を利用して全小学校区に放課後児童クラブを開設し、適切な遊び場及び生活の場を提供することで児童等の健全な育成を図る事業です。ります。また、本町では、公民館や学校の余裕教室等を活用して、全小学校区で放課後児童クラブを開設することとし、放課後子ども教室と連携しながら「新・放課後子ども総合プラン」を推進します。

学校等再編後の旧小学校区においても利用希望人数に応じて開設するとともに、ニーズに応じた放課後児童クラブのあり方について検討を進めます。

(6-5) 幼児教育・保育に関する支援指導・助言を行う者の配置

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する関して専門性を有し指導・助言を行う指導主事を、引き続き教育委員会に配置します。

(7-6) 教育・保育施設の再編

少子化を背景とした本町の学校再編計画に基づき、学校や幼稚園の統合等が進む中、認定こども園への移行を視野にした幼稚園や保育所の再編協議を進めるとともに、幼稚園預かり事業や放課後児童健全育成事業の保育体制の見直しを図ります。

(7) 放課後子ども教室

幼稚園児、小学生を対象に、週に1回、地域の方、高校生、異学年児童との交流を通じ、集団遊び、勉強、スポーツ、文化活動等を支援します。

2. 子育て支援サービスの質の向上・充実

(1) 保育士確保への取り組み子育て支援サービスに係る人材確保

保育士不足に対応するため、ハローワークや大学等と連携するとともに、潜在保育士の再就職に関する相談や資格取得の支援により人材の確保に取り組みます。併せて、保育士の処遇改善を推進し職場環境の改善を図ります。

幼稚園預かり事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業等の子育て支援事業の安定的な提供体制を維持するため、保育士等の有資格者に関する情報収集を行うと

ともに、放課後児童支援員の資格取得のための研修参加を支援し、人材の確保・育成に努めます。

(2) 保育士等の資質の向上

研修テーマとして、保育士等が抱えている問題等を取り上げるとともに、参加型研修や保育現場の実践につながる実技等の講習を取り入れるなど、保育士等の資質の向上のために必要な支援を行います。

(3) 相談体制の充実

子育て・子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、各地域局など地域の身近な場所で子育て相談に応じるとともに、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行います。

基本目標Ⅲ：誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の孤独感の増大といった問題が生じています。

保護者が出会い、情報交換や気軽に相談ができ交流のできる拠点を充実することが求められています。地域に根ざし自主的な活動を行う子育てサークルや母親グループを育成・支援することもあります。

また、子育ての不安感等の緩和を図るため、保護者の仕事や通院、自身の活動やリフレッシュ、冠婚葬祭等、必要に応じ一時的に子どもを預かる事業も実施します。

子どもの健やかな育ちを促進するため、必要に応じ適切な情報提供を行い、誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町づくりを推進します。

1. 子育て家庭への支援の充実

(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て・子育て支援センター）

(ア) 活動内容の充実

子育て・子育て支援センターでは、子育て等に関する相談・援助の実施、子育て親子の交流の場の提供を行い、~~ます。~~、地域で安心して子育てができるよう支援します。また、子育て関係機関（保育所等、学校、保健師、主任児童委員、健康福祉事務所、こども家庭センターなど）や子育て支援団体等と連携し、~~各種教室や研修会等を開催し~~「子育て講座」や「交流事業」、「季節の行事」など様々な活動を通して地域の“子育て力”を高めていきます。

(イ) 子育て支援活動団体に対する支援

子育てサークルや母親グループ等、子育てに関して自主的に活動を行うサ~~ー~~クル団体の育成及び活動支援に取り組みます。

(2) 子育て支援施設等の利用増進

子育て・子育て支援センターをはじめ、町内の「まちの子育てひろば」として県に登録されている施設において子育て中の親子が集い、異世代が気軽に交流できるよう啓発を図ります。

(3) 一時保育事業

保育所等に入所していない乳幼児の保護者が、冠婚葬祭等の理由により家庭で保育することが一時的に困難となった場合に対応するため、保育所等において保育する一時保育事業を町内全域で実施します。

(4) 子育て短期支援事業

児童を養育している保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合などに対応するため、原則 1 週間以内で児童又は保護者を児童福祉施設に入所させ、養育及び保護を行います。

(5) 子育て支援情報の適切な提供

~~『こそだてガイドブック』による情報提供だけでなく、子育て・子育て支援に特化したインターネット等のデジタルメディアの活用を推進し、必要な時に適切な子育て情報の発信や情報交流等の新たなICT導入について検討します。~~

町が作成した『こそだてガイドブック』や、スマホのアプリを活用した『かみっこ子育てアプリ by 母子モ』などにより、必要な時に、適切な子育ての情報を発信・提供していきます。

(6) 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用枠の中で、就労等保育に欠ける要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を創設します。

(7) 家庭教育学級補助事業

幼稚園、小・中学校のPTAを対象に、3つの町民運動（読書、あいさつ、体力づくり）の推進や、ふるさと教育、青少年健全育成、伝統行事・文化、自然を活かした活動に補助金を交付し支援を行う。

基本目標Ⅳ：安心して子どもを生み育てることができる町

虐待、障害、疾病、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、すべての子どもは等しく尊重され、一人一人の健やかな育ちが保障されなければなりません。子育てに対する関心を深める活動と併せて、子どもの権利擁護を進めるための普及・啓発を推進します。

児童虐待は、子どもの成長及び人格形成に重大な影響を及ぼします。乳幼児訪問等あらゆる機会を捉え、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に取り組みます。さらに、関係機関の連携や情報を共有し、要保護児童対策地域協議会の取組を強化します。

障害の有無に関わらず、共に個性が認められ、地域の中でいきいきと暮らせることが重要です。教育・保育施設への訪問等を通して、発達に課題のある子どもを早期に発見し関係機関の支援につなげます。

ひとり親家庭が抱える経済的・精神的な困難に対し、日常生活へのサポートや経済的支援、就労相談や資格取得支援など、総合的な自立支援を図ります。

すべての家庭の子育てにかかる経済的負担を軽減することと併せ、一人一人の特性が尊重され、支援を必要としている子どもや子育て家庭に必要な支援が適切に届くよう、行政や地域とつながる体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる町を推進します。

1. 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

(1) 被害に遭った子ども等の保護の推進

児童虐待、いじめ、犯罪等により被害を受けた場合、その子どもの精神的ダメージを軽減し立ち直りを支援するためのカウンセリング、保護者に対する助言など、学校等と連携したきめ細やかな支援を実施します。保護を必要とする子どもができた場合、児童福祉施設等の関係機関との連携を迅速に図り、健全な育成を支援します。

(2) 児童虐待防止対策の充実

(ア) 養育支援訪問事業

児童虐待防止の一環として、訪問による相談、指導、助言、家事や育児の援助等、必要な養育支援を実施することにより、家庭での適切な養育を促進するとともに、育児が安定して行えるようヘルパー等を派遣します。

妊婦健康診査未受診者、若年の妊婦や出産を望まない妊婦等、特に支援を必要とする家庭には保健師等専門職が訪問し対応します。

(イ) 要保護児童対策地域協議会

未然に児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、社会的自立の応援等、切れ目のない支援を推進するため、子どもに関する総合的な相談窓口の設置により、虐待、問題行動、母子保健等の相談に応じます。

兵庫県豊岡こども家庭センターや兵庫県豊岡健康福祉事務所と連携しながら、本町の要保護児童対策地域協議会の構成機関が中心となって児童虐待の早期発見・早期対応の

取組を進め、虐待等の兆候が見受けられる子どもが発見された場合は、要保護児童対策地域協議会における個別支援会議を開催し、その対応を検討します。

(3) 障害児等の支援施策の充実

(ア) 未熟児養育事業

未熟児の早期届出の徹底を図り、訪問指導を実施するとともに医療が必要な場合は、療育医療に対する支援を行います。

(イ) 障害児保育事業

障害児の健全な発達を支援し、住み慣れた地域で乳幼児期を過ごすことができるよう、保護者のニーズに応じ教育・保育施設や放課後児童クラブへの受け入れに配慮するとともに、受入施設等へ支援を行います。

(ウ) 5歳児発達相談事業

発達障害児の把握とその保護者や保育者への育児支援、生活支援、就学支援の体制づくりのため、5歳児を対象にスクリーニング、相談などを行います。

(エ) 保育所幼稚園等巡回相談事業

臨床心理士や保健師が幼稚園、保育所、認定こども園を巡回し、発達障害等、保育者が気になる子どもへの関わり方や保育に対する助言等、適切な支援を行います。

(オ) 障害児等療育支援事業

発達や子育てに不安を持つ保護者が気軽に相談できる場として、健診日等に発達の専門医や臨床心理士、保健師等による個別相談を行います。

(カ) 障害児通所支援事業

関係市町と共同運営している2つの療育施設及び町内事業所への積極的関与を通して放課後等デイサービスの量的・質的確保に努めます。また、障害児通所支援施設を共同設置する関係市町、関係機関との協議による児童発達支援センター等の体制整備を進めます。

(キ) 障害児相談支援事業

障害者支援利用計画作成の質的向上を図るとともに、モニタリング期間について検討しきめ細やかな設定時期に努めます。

(ク) 医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築

医療的ケア児とその家族を地域で支えるため、医療的ケア児支援にかかわる関係課や関係機関の連携体制の構築を図ります。また、医療的ケア児コーディネーターを配置することにより、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる包括的な支援の調整を行います。

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、きめ細やかな福祉サービスと自立・就業の支援に主眼を置いた総合的な対策を実施していくことが望まれます。福祉施策・取組についての情報提供と併せ相談体制を充実し、保育所等の入所に際しての配慮等、各種支援策を推進しひとり親家庭の自立を支援します。

(5) アレルギーのある子どもへの支援

乳幼児を持つ保護者を対象に、乳幼児健康診査等を通してぜん息やアレルギー疾患の情報提供を行います。また、教育・保育施設、小学校、中学校での給食については、保護者や医師等からの情報を確実に共有し対応することで、食物アレルギーによる事故を防止します。

(6) 外国につながるのある家庭への支援

外国につながるのある家庭が、言語や文化、考え方の違いにより孤立することなく、安心して子育てができるよう支援します。また、日本語指導が必要な外国人等の児童・生徒に対しては、教育的ニーズに応じた支援を行います。

2. 子育て世帯への経済的支援

(1) 保育料の軽減

教育・保育施設を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料が無償化~~されました。~~されています。3歳未満児についても国の定める基準額から減額し、すべての子育て家庭へ経済的負担の軽減を図ります。

(2) 第3子以降を育てる世帯への支援

少子化対策の一環として、放課後児童クラブを利用する第3子以降の利用料を減額し、第3子以降を育てる世帯への支援を行います。

(3) 児童手当

子育てに必要な費用を社会全体で支えるために、~~中学校修了~~高校生年代（~~15~~18歳歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育する方に児童手当を支給します。

(4) 医療費の助成

乳幼児等医療費助成制度（～小学3年生）やこども医療費助成制度（小学4年生～高校3年生世代）の実施により、入院・通院ともに無料とし、子どもにかかる医療費について経済的な支援を行います。

(5) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設を利用している児童にかかる日用品、文具等必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収部分について、世帯の所得状況等を勘案し、~~全部又は一部を~~助成します。

(6) 義務教育終了までの子どもや家庭への支援

現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要があります。子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考え、義務教育終了までの子どもや家庭への支援を行います。

(7) 給食費の無償化

予想を上回るスピードで進む少子化に対して、子育て世代への支援をさらに充実するため、就学前施設、小・中学校の給食費を完全無償化し、保護者の負担軽減を図ります。

3. 子どもの安全確保

(1) 事故防止

子どもの死亡原因は不慮の事故が多いことから、異物の誤飲、火傷、窒息等の急な事故に対応できるよう小児の急病時の対応について健診や教室等を通して啓発します。特に誤飲に関しては、「中毒 110 番」等での対応策も積極的に啓発します。

(2) 交通安全対策活動の推進

子どもを交通事故から守るため、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策（交通安全教育）を推進します。

子どもの交通事故による死傷を防ぐため、チャイルドシートの正しい使い方の啓発等により子どもの死亡率減少に努めます。

(3) 犯罪等の被害防止活動の推進

(ア) 犯罪等に関する情報提供の推進

子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、警察から迅速に情報提供を受けられるよう働きかけ、行政放送等により適切な情報提供を行います。また、犯罪情報や防犯情報などを、メールで配信する「ひょうご防犯ネット」の登録を促進します。

(イ) 地域ぐるみの防犯活動の推進

子どもが犯罪等に遭ったとき、すぐに駆け込める緊急避難場所「~~子ども 110 番の家~~子ども 110 番のいえ」を町防犯協会事業として再点検するとともに、青色防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動などの地域ぐるみの防犯活動を推進します。

(ウ) 防災教育の推進

地震、津波、風水害、火災等から子どもを守るため、教育・保育に携わるすべての人の危機管理能力の向上を図る研修を行い、災害時の避難場所や避難経路を再点検するとともに、計画的な避難訓練等、防災教育を推進し、自分の命は自分で守る意識を育てる~~取り組み~~取組を推進します。

基本目標Ⅴ：地域で子育て・子育てを支えることができる町

女性の社会進出により共働き家庭が増加している中、仕事と家庭を両立できるライフスタイルの構築がますます求められています。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、家庭、地域においても、ライフステージの各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すとしています。

子どもを取り巻く環境が、複雑化・多様化し、地域における人のきずなが希薄となり、子どもの健全な育ちを支える社会基盤が脆弱化する中、このような社会を実現するためには、働き方を見直す意識改革に取り組む必要があるとともに、地域ぐるみで親子を見守り支える機運の醸成が必要であり、地域・学校・企業等が連携してネットワークを構築し、子育て支援活動を推進することが求められています。

民生委員・児童委員、区・自治会長、スクールカウンセラーなどの力を結集し、地域で子育てを支援する体制づくりを進め、地域で子育て・子育てを支えることができる町を推進します。

1. 地域における子育て支援

（１）自主的な子育てグループの育成

地域における子育てに関するグループや団体の力を伸ばすため、就学前の子どもの親たちによる食育・体験活動・絵本の読み聞かせ・遊び等、多方面の子育て課題に対する自主的な活動や仲間づくりに対し支援を行います。

（２）地域で子育てを支える人材の育成

地域ぐるみで親子を支える機運を高めることができる人材を育て、子育て世代を支援します。

（３）子育て世代と祖父母世代の交流の推進

核家族の増加や祖父母世代との育児に対する考え方の違いなどにより、子育て世代が孤立しないため、祖父母世代との交流を支援します。

（４）コミュニティ・スクールの推進

家庭、地域、学校が一体となって、子どもたちの課題や実態を共有するとともに、当事者意識を持って、地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有し、協働へと繋げていく取組を推進します。

2. 職業生活と家庭生活の両立の推進

（１）ワーク・ライフ・バランスの推進

すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択でき、健康

で豊かな暮らしを実現するため、企業や地域へワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関する啓発や情報提供を行い、取組に対する積極的な支援と併せて男性の家事・育児に対する意識改革を推進します。

(2) 仕事と子育ての両立支援

国や関係団体と連携し、ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会やセミナーの実施等、企業による「ひょうご仕事と生活センター」事業の活用を活用することにより、主体的・継続的な職場環境づくりを促進します。

さらに、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業に対して支援を行い、仕事と生活の調和を図る取組を拡大します。

3. 子どもの教育環境の整備

第2期香美町教育振興基本計画の内容に全部修正（修正前の記述省略）

(1) 「未来を切り拓く力」の育成

(ア) 「確かな学力」の育成

① 確かな学力の育成

基本的な学習習慣の確立や基礎的な学力の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現やカリキュラム・マネジメントの確立を通して、児童生徒の学力の向上を図ります。

② 国際理解を深める教育の推進

さらなるグローバル化を見据え、児童生徒の英語力の向上を図るとともに、外国語指導助手（ALT）等との外国語を用いたふれあいや対話の機会を充実します。

③ 情報活用能力の育成

GIGAスクール構想の前倒しにより、早期導入したICT機器を十分に活用できるよう、学習環境の整備や機器のメンテナンス及び教員のICT活用能力の向上を図り、児童生徒の情報活用能力を育成します。

(イ) 「豊かな心づくり」の推進

① あいさつ運動の推進

学校・家庭・地域が連携し、人と人をつなぐ糸口であるあいさつの励行を推進します。

② 道德教育の推進

あらゆる教育活動を通して子どもたちの道德性を養うために、心に響く学習の創造に向けた研修に取り組みます。

③ 心の教育の充実

子どもたちが、相手のよさや自分との違いを理解する力や他者と協働する力を育む教育を推進するとともに、学校園におけるいじめや不登校等に対応するため、スクールカウンセラーや教育活動支援員等の配置により、子どもたちや家庭を支える相談体制の充実に取り組みます。

④体験的な「ふるさと教育」の推進

生まれ育った郷土の美しい自然と地域に残る伝統文化などを十分に体験し、ふるさとの人々に触れ合う中で子どもたちが豊かな感受性を育む「ふるさと教育」を推進します。

(ウ)「健やかな体づくり」の推進

①発達に応じた体づくりの充実

幼児期にさまざまな遊びを通して、健康的に生きるための基盤を培う指導を推進するとともに、小・中学校においては、個人差を踏まえた段階的な指導を通して、健康の大切さを実感できる授業への取組を充実します。

②食育の充実

地産地消を基本とした「日本一のふるさと給食」を生きた教材として活用し、生産者への感謝の気持ちを抱かせ、ふるさとの産業や自然、食文化への理解を深めるよう食育の充実に取り組みます。

(エ) 特別支援教育の推進

①つながりのある多様な学びの充実

発達障害を含めた障害のある子どもたち一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した授業づくりや多様性を尊重した学級づくりに取り組みます。

②一貫性のある支援体制の構築

障害のある子どもたちの教育相談や個別の教育支援計画による就学や進路に関する合意形成を図るとともに、特別支援教育コーディネーターを中心とした校園内の支援体制やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部の専門家を活用した教育相談を充実します。

(オ) 幼児期の教育の充実

①幼児期での「学びの芽生え」の確立

幼児期と児童期の「学びのつながり」を意識した教育活動の展開による教育の充実を図ります。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて、個々の特性や能力の伸張を促す教育・保育に取り組みます。

②非認知能力の育成

さまざまな遊びの中で、試行錯誤・葛藤する場面を設定し、友達との関わりの中で問題解決を試みさせ、自発的に楽しく学べる子どもを育成するとともに、人の話を受容的に受け止めたり、自分の思いを進んで伝えたりすることのできる態度や心情を育成します。

③少人数指導で培う力を補完する他園との合同保育の推進

学校間スーパー連携チャレンジプラン「就学前わくわく交流会」を実施し、多人数保育で醸成される人間関係力、コミュニケーション能力、挑戦心等を育成し、小学校教育生活への望ましい接続を図ります。

(2) 夢や志を抱きながら教育環境の充実

(ア) 安全・安心な教育環境の充実

①学校園の防災教育・防災体制の充実

さまざまな自然災害から自らの生命を守るため、子どもたち自身が主体的に判断し行動する力や、危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。また、児童生徒、学校園の危機対応能力の向上を図るための防災訓練や防犯訓練に取り組みます。

②子どもの安全対策の推進

学校園において、感染症対策や熱中症対策に取り組みます。また、防犯研修やボランティアによる見守り活動など防犯体制の充実を図るほか、警察・道路関係者等と連携した通学路の安全点検や整備に取り組みます。

③学校園施設の整備・維持保全

学校施設の長寿命化とともに、施設、遊具等の定期的な点検を実施し、安全な施設の整備や維持保全を図ります。

④アレルギー疾患への対応

関係機関との積極的な連携や、保護者や児童生徒との連携を図ることで、アレルギー発症予防や発症時の緊急対応に努めます。

(3) 学校・家庭・地域が一体となったふるさとの教育力の向上

(ア) 家庭の教育力の向上

①親としての学びの支援の充実

P T A活動や保護者会などを通して、子育て中の親同士や子育て経験者との交流を推進します。

②学校と地域との連携

各学校を核として、P T A、地域との連携を推進し、「地域の子どもは地域で育てる」をテーマに、子どもたちの適切な生活習慣の確立に努めます。

③子育て支援の充実

放課後児童クラブ、幼稚園預かり事業、病児保育事業を充実させ、就労等により保護者が在宅していない家庭の支援に努めます。また、子育て・子育て支援センターにおける子育て相談や保護者同士の交流促進を図ります。

(イ) 地域の教育力の向上

①地域学校協働活動の充実

子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の協力による放課後子ども教室を充実します。また、地域の多様な経験や技能を持つ人材や企業等の協力を得て、ふるさとを総合的に学ぶ土曜チャレンジ学習事業を実施し、豊かで有意義な土曜日の実現を図ります。

②コミュニティ・スクールの推進

各学校の学校運営協議会において、学校運営や必要な支援等について地域住民等と共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。

(4) ふるさとに学ぶ生涯学習社会づくりの推進

(ア) ふるさと教育の推進

地域の伝統行事やさまざまな体験活動に子どもたちの参加を促すとともに、公民館講座「ふるさとおもしろ塾」を開催し、町の自然、文化を活用した体験事業を行い、生まれ育った町が楽しかったふるさととして思い出に残る活動を展開します。

4. 子どもの生活環境の充実

(1) 子どもが安心して遊べる場所の整備

子どもの成長に応じて安全に遊べる公園の整備に努めるとともに、自治会等が行う子どもの遊び場の整備を支援します。

(2) 放課後子ども教室の拡充

放課後子ども教室実施校の拡充を図るとともに、次代を担う人材を育成する観点から、放課後児童健全育成事業と連携しながら「新・放課後子ども総合プラン」を推進します。

(3) 子どもの健全育成

(ア) 有害図書や有害情報の規制の働きかけ

町、県、警察が連携し実施する青少年を取り巻く有害環境実態調査により、有害図書販売店の立ち入り調査を行い、子どもの成長に悪影響が懸念される性や暴力等の有害情報を取り除くよう、関係者や関係業者に対して自主的規制・措置の働きかけを行います。また、青少年問題協議会において、青少年育成推進会議の活動目標となる「香美町青少年育成対策指針」を策定し、青少年育成推進会議の構成機関により地域で子どもの健全育成、問題行動防止活動に取り組みます。

(イ) 問題行動への予防対策

スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっており、「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化により青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発を推進します。

(ウ) 青少年問題協議会と青少年育成推進会議

学校、警察、自治会、民生委員、PTA等で青少年問題協議会を設置し、青少年健全育成への取組を精査するとともに、年度毎に時代に応じた青少年育成対策指針、3つの実践項目、重点項目を定め、青少年育成推進会議、学校、PTA等で登下校の見守り、スキー教室、ネット・ゲームのルールづくりを行い、青少年の健全育成を図ります。